

大会規定

(総 則)

第 1 条 本大会は「全日本学生グライダー競技選手権大会」(以下大会という)と称する。

第 2 条 本大会は財団法人日本学生航空連盟(以下本連盟という)寄付行為第 4 条の定めるところにより、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。

(本 部)

第 3 条 本大会は本部を大会開催地におく。本部は大会の運営を総括する。

(役 員)

第 4 条 本大会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長若干名。

会長は本大会の運営を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その 1 名がその職務を代行する。

(顧問、参与)

第 5 条 本大会には顧問および参与をおくことができる。

顧問は会長の相談に応じ、参与は大会の運営に参与する。

(実行委員)

第 6 条 本大会の事務、業務を処理するため、本部に次の委員をおく。

実行委員長 1 名、実行副委員長、総務、競技、整備、審判ならびに救護の各委員若干名。

第 7 条 実行委員長は会長の統括のもと、大会の事務を総括する。

実行副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長の事故があるときは、その職務を代行する。

総務、競技、整備、審判、救護の各委員は、次に定める事務分掌に従い、それぞれの所管の事務を処遇する。

第 8 条 総務委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 . 一般事務に関する事項 | 2 . 大会の経理に関する事項 |
| 3 . 設営に関する事項 | 4 . 接待、渉外に関する事項 |
| 5 . 警備に関する事項 | 6 . 広報に関する事項 |
| 7 . 他の所管に属さない事項 | |

第 9 条 競技委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 . 競技の進行に関する事項 | 2 . 競技用機材に関する事項 |
| 3 . 気象に関する事項 | 4 . 安全対策に関する事項 |
| 5 . 競技記録に関する事項 | 6 . 競技の判定および順位に関する事項 |
| 7 . 放送発表に関する事項 | 8 . 運航管理全般に関する事項 |

第 10 条 整備委員は次の事務を分掌する。

- 1 . 滑空場等の設備に関する事項
- 2 . 機材、競技用具、資材、工具などの整備に関する事項
- 3 . 機材の修理に関する事項

第11条 審判委員は次の事務を分掌する。

- 1 . 競技の審判に関する一切の事項
- 2 . 競技の判定に対する苦情、抗議の処置

第12条 救護委員は次の事務を分掌する。

- 1 . 救護に関する全般の事項
- 2 . 出場選手の健康管理に関する事項

(資格審査)

第13条 本大会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく。資格審査委員は次の基準により出場選手の資格審査を行う。

- 1 . 本連盟加盟大学航空部員であること
- 2 . 在学4年以内であること(休学した者は休学証明書を提出すること)
- 3 . 休学中でないこと
- 4 . 申込み時に有効な技能証明(自家用または事業用操縦士、滑空機上級)を所持し、別に定める飛行経歴および競技に必要な能力を有すること
- 5 . 本連盟諸規定に違反しない者

(補 則)

第14条 資格審査、競技、表彰など細部は別に定める。